



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

シンガポールの政策 外国人政策編

2025年4月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

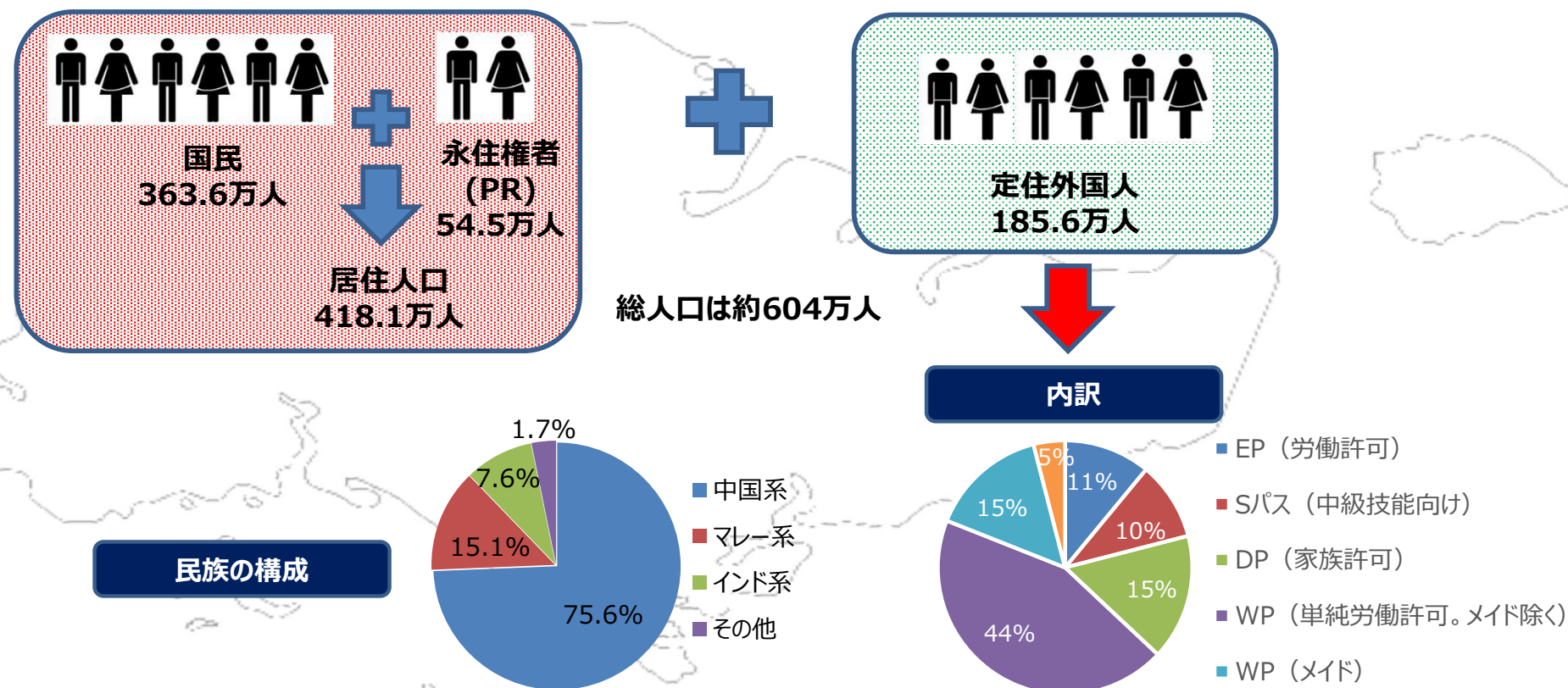
1. シンガポール住民の概要
2. シンガポールの外国人の推移
3. 近年の外国人労働者受入施策

1. シンガポール住民の概況



- シンガポールは面積約735.7km²(2022年)の小さな島国であり、総人口は約604万人。
- シンガポール国籍のある国民は約364万人、永住権者(PR)が約54万人、定住外国人約186万人。
- 外国人の内訳は、出稼ぎ労働者である単純労働許可取得者(WP)が44%と最も多く、メイドが15%。駐在員等の雇用許可取得者(EP)が11%、中級技術者(Sパス)が10%、それぞれの配偶者・家族が16%、学生4%となっている。
- 多民族・多宗教の国家であり、国民及び永住者のうち、中華系約315万人(75.6%)、マレー系約62万人(15.1%)、インド系約29万人(7.6%)となっている。民族構成の4分の3が中華系であるため、英語と並んで比較的中国語(普通話)で話している人が多い。

◆シンガポールの人口（2024年時点）



出典：シンガポール政府POPULATION IN BRIEF 2024

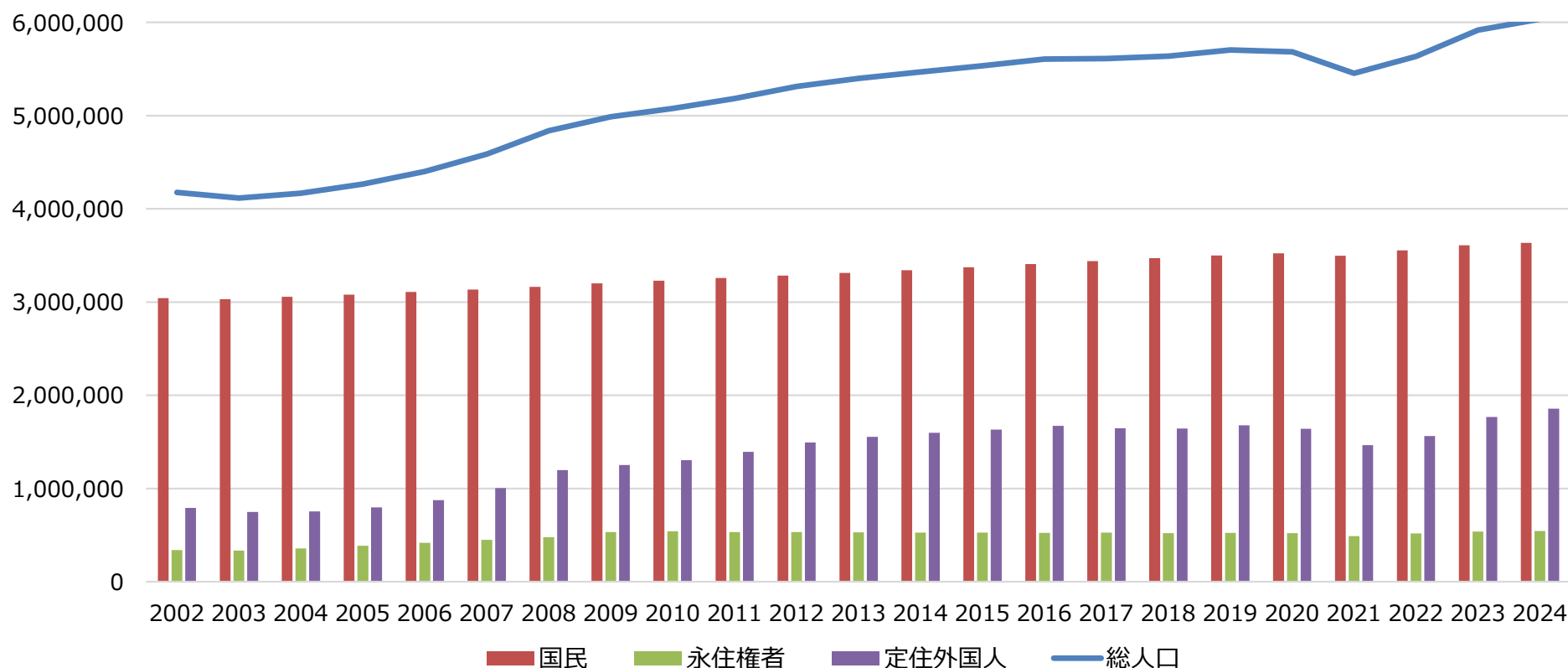
2. シンガポールの外国人の推移



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

- 定住外国人の数は、年々増加してきたが、外国人労働者抑制政策により、2017年は14年ぶりに外国人数が減少に転じた。
- 1980年～2020年の40年間で、永住者は約87,000人から約530,000人の約6倍、定住外国人は約132,000人から約1,395,000人の約10倍となっている。
- 多くの移民によって人口が増えてきた国であり、この40年間で人口は2倍以上。特に定住外国人の総人口に占める割合が増加。
- 国民は増加しているが、少子化が進んでいる。人口の増加は外国人のシンガポール国籍取得によるところが大きいといえる。一方、ここ数年間の外国人労働者の受け入れ規制により、2017年以降、概ね外国人数は横ばい。（コロナ禍明けに増加）

総人口に占める外国人数の推移



出典：シンガポール統計局のデータを基に作成

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

- 外国人労働者受入施策については、2010年を境に推進から抑制へと大きく転換。
- 政府は、地域と一体となり積極的に多民族・多宗教の国民をまとめていく国民融合政策を行ってきており、その他にも、外国からの労働者の受入政策にも力を入れてきた。
- 2009年までは、自国の少ない人口や深刻な少子化などによる人材不足を補うため、国家発展に寄与する優秀な頭脳の育成・集積を図り、シンガポールの一層の多国籍化を進め、外国人の人材を受け入れるための制度を整備してきた。
- 高付加価値産業（エレクトロニクス等）や研究開発機関（バイオ、医療）等の誘致のため、入国管理の規制緩和、就業許可証の発行簡素化といった措置を実施し、外国人人材を増加させてきた一方で、単純労働者や家事労働者に対しては厳しい規制を敷いてきた。

2010年を境に外国人労働者受入施策は推進から抑制へ

（1）2009年以前の外国人受入施策

- ・ 外国資本・人材の積極的導入
入国管理の規制緩和、就業許可証の発行簡素化、外国企業・投資の誘致など、受入体制を充実
- ・ 外国人材は景気/雇用の調整弁
外国人材のうち、質の高い労働力は積極的に受入、単純労働力・家事労働者は必要最低限の受入

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

- 2010年2月に政府が発表した新たな経済戦略では、外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑える方針が示された。
- 2011年の総選挙において与党の得票数が激減。外国人労働者の増加による国民の雇用機会の喪失、不動産価格高騰問題、公共交通機関の混雑などに対する国民の不満が一つの要因であり、これを受けて政府は外国人の流入を段階的に規制を行った。
- 2013年1月末に発表された「人口白書」において、外国人受入を推進する方針へ回帰する内容が盛り込まれ、問題となった。これらの国民の声に政府が対策を講じる形で、シンガポールでは外国人の受け入れを抑制するための施策が展開されている。

(2) 2010年以降の動き

- ・ 経済戦略(2010)における方針の転換

外国人労働者への過度な依存を抑制し、外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑える方針への転換

- ・ 2011年から2015年までの選挙における与党の連敗

外国人労働者増加に対する国民の不満を背景に、与党（人民行動党）は、2011年の総選挙で議席を減らし、2012年・2013年の2回の補欠選挙でも敗北。

⇒2015年の総選挙で勝利後も、外国人労働者抑制方針が続く

- ・ 「人口白書」(2013)発表に対する抗議デモ

2030年には人口が最大690万人に増加するとの見込みが示され、外国人の増加に不満を持つ国民により、大規模な抗議集会が開催

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

- 政府はシンガポール国民を中心とする労働力基盤を目指して2011年に「Singaporean Core」という指針を打ち出した。
- 具体的な取組のひとつである、「①Fair Consideration Framework(FCF)」は、企業が外国人のみを採用対象者として求人することを制限し、シンガポール国民の採用も公平に検討する枠組みを作ることが目的としており、2014年8月から義務化された。
- 「②Watch List」では、2016年よりシンガポール国民の割合が3分の2未満、シンガポール人を中心とする人材育成方針が不明確、シンガポールに対する経済的・社会的貢献度が弱いという3項目において弱い（Triple Weak）とされる企業がリストに掲載され、EPの発給数が監視されることとなった。

（3）外国人雇用規制

◎Singaporean Core（2011年）

- 専門職や管理職にあたる「Professional , Managerial , Executive and Technical(PMET)」の業務を中心にシンガポール国民の労働力基盤を強化することが目的
- 将来的に国内の総労働力の3分の2をシンガポール国民（PR含む）に

①Fair Consideration Framework（FCF）：2014年

- 企業が外国人のみを採用対象者として求人を行うことを制限し、シンガポール国民の採用も公平に検討する枠組みを創出
- 「求人広告掲載義務」及び「政府による企業採用活動への直接介入」

②Watch List：2016年

- 以下3項目において弱い（Triple Weak）企業をリスト化
 - ・シンガポール国民の割合が3分の2未満
 - ・シンガポール人を中心とする人材育成方針があるか
 - ・シンガポールへの経済的・社会的貢献度

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

- 2023年9月より、E Pの取得申請の前提条件として、給与水準、ポイント制による基準であるCOMPASSが導入された。
- ポイント制については給与、学歴、国籍多様性、ローカル雇用の促進の4項目が基礎基準となり、スキルボーナス(人材不足職種リスト、戦略的経済優先ボーナス)が加えられる。

(4) EP（雇用許可）申請時における相補性評価フレームワーク（COMPASS）の導入

・COMPASS（Complementarity Assessment Framework）の概要

個人のスキル・知識・経験を客観的に評価するために2023年9月1日から導入された、ポイントベースのフレームワーク。EP申請時には、次の2点を満たす必要がある。

(1) 給与水準

最低5,600\$（金融サービス部門の場合は、6,200\$）

(2) 以下の基準によるポイントの合計が40点以上であること

「給与」「学歴」「国籍多様性」「ローカル雇用の促進」の4項目がベース評価基準、追加項目として「スキルボーナス(人材不足職種リスト)」「戦略的経済優先ボーナス」

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(4) EP（雇用許可）申請時における相補性評価フレームワーク（COMPASS）の導入

COMPASS（Complementarity Assessment Framework）の評価基準一覧

対象	個人	法人	備考
基礎基準	①給与（0～20点）	③国籍の多様性（0～20点）	②について、2025年より 遠隔/パートタイムは原点 措置あり ③、④について、 25名未満の企業は 無条件に10点
	②学歴（0～20点）	④ローカル雇用の促進 （0～20点）	
ボーナス基準	⑤スキルボーナス （20点）	⑥戦略的経済優先ボーナス （10点）	⑤は、人材不足職種に該 当する場合 ⑥は、イノベーション又は国 際化活動など、政府と共 同・連携している場合

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(5) 最近の外国人雇用規制強化の動向

Fair Consideration Framework(FCF)改訂（2020年1月） によるFCF違反企業への罰則強化

対象	罰則		備考
	改正前	改正後	
シンガポール人の雇用を優先せずに外国人を雇用した場合	6か月以上のビザ発給停止	<u>12か月</u> 以上のビザ発給停止	重大な違反の場合最大24か月停止
	ビザ発給停止期間は新規雇用者にのみ適用	ビザ発給停止期間を <u>ビザ更新時にも適用</u>	
外国人雇用に関して虚偽の申告をした場合	—	人材開発省（MOM）による <u>起訴が可能</u>	有罪の場合、最大S\$20,000の罰金、最長2年の禁固刑が科される

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(6) 外国人就労ビザの種類

	雇用許可 (EP)	Sパス	労働許可 (WP)
月収 (固定給)	S\$5, 600以上 (金融セクターはS\$6,200以上)	S\$3, 150以上 (金融セクターはS\$3, 650以上)	—
技能の程度	管理職または専門職として大学の卒業資格、専門技術資格・専門職位を有している者	中級レベルの技術者	単純労働(メイド含む)
有効期間	新規：最長2年 更新：最長3年		新規・更新：最長2年
雇用税	適用なし	適用あり	
雇用上限率	適用なし	適用あり	
保証金	なし		S\$5,000/人 (※)
帯同家族パス (DP)	月収S\$6,000以上の場合、配偶者と21歳未満の子に対して発行可		不可

(※) マレーシア人は保証金の対象外

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(7) 就労ビザ発給基準月額給与額の引上げ推移

	雇用許可(EP)	Sパス	帯同家族ビザ (DP)
	S\$2,500以上	S\$1,800以上	S\$2,800以上のSパス保持者及びEP保持者
2011年7月～	S\$2,800以上	S\$2,000以上	S\$2,800以上のSパス保持者及びEP保持者
2012年1月～	S\$3,000以上	S\$2,000以上	S\$2,800以上のSパス保持者及びEP保持者
2012年9月～	S\$3,000以上	S\$2,000以上	S\$4,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2013年7月～	S\$3,000以上	S\$2,200以上	S\$4,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2014年1月～	S\$3,300以上	S\$2,200以上	S\$4,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2015年9月～	S\$3,300 以上	S\$2,200以上	S\$5,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2017年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,200以上	S\$5,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2018年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,200以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2019年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,300以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2020年1月～	S\$3,600 以上	S\$2,400以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2020年5月～	S\$3,900 以上	S\$2,400以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2020年9月～	S\$4,500 以上	S\$2,500以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2022年9月～	S\$5,000 以上	S\$3,000以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2023年9月～	S\$5,000 以上	S\$3,150以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化
2025年1月～	S \$ 5,600以上	S\$3,150以上	S\$6,000以上でパスの種類に応じて帯同可能者を類型化

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(8) 外国人を雇用する際の注意点（まとめ）

◎雇用上限率（Sパス、WPに適用）の遵守

- 外国人をSパス・WPで雇用する際にはビザの種類及び業種により雇用上限率が定められている
(例)
 - ・サービス業のSパス⇒上限10%（2022年1月～）
 - ・建設業のWP⇒シンガポール国民：外国人の割合＝1：5が上限（2024年1月から）

◎シンガポール国民への公平な雇用機会の提供

- シンガポール国民に公平な雇用機会が与えられているかFCFに基づく政府による直接介入がある

◎職場に占めるシンガポール国民の割合2/3以上を目標に

- Watch Listに掲載される目安の一つ掲載されるとEP発給に支障が出るなど影響が大きい

3. 近年の外国人労働者受入施策



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(9) 労働者の増加数の推移

単位：千人

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体 ※1+※2	32.3	16.8	▲3.6	45.3	69.8	▲181.0	40.2	250.1	78.8	44.5
シンガポール 国民※1	0.7	11.2	21.3	27.4	28.3	14.9	71.3	26.3	▲4.6	8.8
外国人※2	31.6	5.7	▲24.9	17.9	41.5	▲195.9	▲31.1	223.8	101.3	51.0
外国人 (メイド除く)	22.6	▲2.5	▲32.0	10.9	33.5	▲181.5	▲30.0	201.6	83.5	35.7

(※1) PRをシンガポール国民に含めている

【参考】永住権（PR）



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

（１）永住権者（PR）とは

◆永住権取得の要件等（日本との比較）

	シンガポール	日 本
要件	①シンガポール国籍を持つ者又はシンガポールに永住権を持つ者の配偶者及び21歳未満の未婚の子ども ②シンガポール国民の両親 ③雇用許可（EP）またはSパスの保持者 ④シンガポールに留学中の学生 ⑤投資家（売上等の条件あり）	①素行が善良であること ②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること ③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること ア) 原則として引き続き10年以上日本に在留していること イ) 罰金刑や懲役刑等を受けていないこと ほか ※特例あり
期限	再入国許可（5年）※要更新	なし
取得率 (永住権者/人口)	9.0%（2024年）	0.72%（2024年）

【参考】永住権（PR）



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

（２）永住権取得の申請先

スキーム	要件（例）	申請先
ファミリースキーム	・シンガポール国籍を持つ者又はシンガポールに永住権を持つ者の配偶者及び21歳未満の未婚の子ども ・シンガポール国民の両親（60歳以上）	入国管理局
プロフェッショナルスキーム	・雇用許可（EP）またはSパスの保持者 ・就労ビザで在学中の学生	
投資家スキーム	・S\$250万（20億円）以上の投資 ・投資家としてのビジネス実績があること ※ビジネスプランの提出やシンガポール国民の雇用などの条件があること ※居住、就労経験は不要	経済開発庁

【参考】永住権（PR）



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

（３）国民、永住権者（PR）、定住外国人の各種権利等の相違点

	国民	永住権者（PR）	定住外国人
住居（HDB）	購入可	一部購入可 （家族世帯のみ）	購入不可
中央積立基金 ※（CPF）	必須	必須	なし
選挙	21 歳以上の国民	なし	なし
徴兵制	男子必須	第２世代男子必須	対象外

※中央積立基金（CPF）：シンガポールの福祉政策の基本とされる制度。給与額の一定割合を雇用主及び被雇用者が被雇用者自身の個人のCPF口座に積み立て、住宅購入費や教育費、定年退職後の経済的保障、医療費等に使われる。（強制貯蓄制度）



～ ご清聴ありがとうございました ～

E N D



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore